

食品ロス削減への取り組みに関する意見書

農林水産省によると、日本では年間2797万トンの食品由来の廃棄物等が発生しており、このうちの632万トンがまだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスと推計されている。

食品ロスの約半分は食品関連事業者による食品の流通・販売等の過程で生じ、残りは一般家庭での食べ残しや賞味期限前の食品の廃棄などで生じているとされていることから、食品ロスの削減には食品関連事業者による取り組みとともに、国民への食品ロスに対する意識啓発も必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、国、地方公共団体、国民、食品関連事業者が一体となった食品ロス削減への取り組みを進めるため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 食品ロス削減に向けて、食品ロスの削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス削減推進本部の設置や担当大臣を明確化すること。
- 2 加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上による過剰生産の削減や商慣習の見直しに取り組む食品関連事業者の拡大を推進すること。
- 3 飲食店での食品ロス削減に向けて、食べ切れる分量のフードメニューや量より質を重視したフードメニューの充実を推進するとともに、「飲食店で残さず食べる運動」など好事例を全国的に展開すること。
- 4 家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用など普及啓発を強化すること。
また、地方公共団体等における食育・環境教育など、食品ロス削減に効果が見られた好事例を全国的に展開し、事業の促進を図るとともに、必要な財源の措置を行うこと。
- 5 フードバンクなどの取り組みを全国的に拡大し、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みを確立すること。さらに、災害時にフードバンク等の活用を進めるため、被災地とのマッチングなど必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 6 月29日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
復興大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

宛（各 通）